平成２１年（フ）第６４２号
北九州市小倉北区熊本３丁目１番20号コーポ奥野201号
債務者　藤田　英志
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６４６号
北九州市小倉北区片野１丁目９番18号
債務者　山﨑　祐美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７９号
福岡県田川郡福智町金田60番地１
債務者　小原　利博
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２９５号
大分市大字高瀬244番地
債務者　木戸美枝子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３０４号
大分市下郡北２丁目２番30―505号市営下郡Ｈ６
債務者　野上　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３２２号
大分県別府市大字鶴見971番地の１
債務者　大村　広美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３２７号
大分市牧１丁目16―32　サンコーポＭＡＫＩ104号、住民票上の住所大分県臼杵市大字前田1779番地の９
債務者　桂　圭一郎
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３７３号
大分市大字永興1614番地の２
債務者　首藤とみ子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３７８号
大分県別府市大字鶴見2600番地
債務者　佐藤ハル子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３８４号
大分市新川町１丁目11番８号アーバンブレーム新川503
債務者　岡田　武史
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７号
福岡県福岡市南区井尻２丁目４番24―131号、申立時の住所宮崎市丸島町４番25号　ＮＴＴ丸島社宅505号
債務者　竹井ちづる
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２２５号
宮崎県児湯郡新富町大字新田2301番地１
債務者　秋山　まや
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３３号
宮崎市大字小松2914番地　日高アパート105号
債務者　本田　玲奈
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３７号
宮崎市千草町９番７号　サンジェローム萩707号
債務者　渡邊ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４６号
宮崎市一の宮町81番地４
債務者　日髙　豊美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５０号
宮崎県西都市大字調殿358番地１　Ｃ棟、前住所宮崎県西都市大字鹿野田11229番地４
債務者　井上　宜三
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５１号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5514―２　岡崎貸家Ｂ棟、住民票上の住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5512番地３
債務者　藤本　和之
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係